

令和6年度特定計量器定期検査日程

地 区	期 日	時 間		場 所
		午 前	午 後	
河原田	6月6日(木)	9:30~11:30		JAみえきた 河原田支店
塩 浜			13:00~15:00	塩浜地区市民センター
日 永	6月7日(金)	9:30~12:00	13:00~15:00	四郷地区市民センター
四 郷				
中 部	6月20日(木)	9:30~12:00	13:00~15:00	市役所北館一階 計量検査室
常 磐	6月21日(金)	9:30~11:30		常磐地区市民センター
内 部			13:00~15:00	JAみえきた 南部営農センター
川 島	10月17日(木)	9:30~12:00		川島地区市民センター
桜	10月18日(金)	9:30~11:30		桜地区市民センター
小山田			13:00~15:00	小山田地区市民センター
水 沢	10月24日(木) 10月25日(金)	9:30~12:00	13:00~15:00	水沢地区市民センター
全地域	11月21日(木) 11月22日(金)	9:30~12:00	13:00~15:00	市役所北館一階 計量検査室

* 計量法により「取引・証明」用に使用する特定計量器は、2年に1回、市が行う「定期検査」又は計量士が行う「代検査」の受検が義務付けられています。

★ 特定計量器を「取引・証明」用に使用する者が、上記の検査を受けないと、勧告や氏名等の公表の措置を行った後、50万円以下の罰金に処する場合があります。

上記の検査区域の方は令和6年に必ず検査を受けていただく必要があり、受検した翌年は検査を受けていただく必要がありません。

* 原則として、あなたのお住まいの地区の受検日で検査を受けてください。御都合の悪い場合は、他地区の検査場又は市役所にて必ず受検してください。

なお、構造上移動不可能なばかりを使用している方、廃業などした方は、お手数ですが下記までご連絡ください。